

市立長浜病院内における弁当等販売事業者募集要項

市立長浜病院敷地内の所定の場所において、以下の要領により弁当等の販売を実施する事業者を募集します。

1 目 的

市立長浜病院における患者さんをはじめ来院される方その他職員等の喫食の機会を確保するため、弁当、おにぎり、惣菜、デザートその他これらに類する食品（以下「弁当等」と言います。）を販売する事業者を募集するものです。

2 内 容

(1) 所 在 地： 長浜市大戌亥町 3 1 3 番地

(2) 販売場所： 市立長浜病院敷地内において当院が指定する次の場所

①病院本館 1 階 旧レストラン内の一部（入り口付近の指定する 4 m²）

②病院敷地内 診療支援棟北側駐車場の一部（指定する区画 2 0 ～ 4 0 m²）

位置詳細は別紙地図のとおり

(3) 販売期間： 本件事業の許可を受けた日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 販売物： 弁当、おにぎり、惣菜、デザートその他これらに類する、購入後に調理等を要しない食品

※ただし、上記(2)の病院本館内で販売する場合は、その場での調理も要しないものに限ります。

(5) 販売日時： 当院が指定する日の午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

※当院が指定する日： 毎週木曜日

（平日に限る。なお、当院の都合等で月により変更する場合がある。）

上記のうち、本募集要項に定める方法により決定した日とします。

※準備、後片付けを含めた施設の使用時間は午前 10 時から午後 2 時までとします。

また、販売時間の調整は可能ですが、販売開始は午前 11 時以降とします。

※平日であっても当院の都合により販売を中止していただく場合があります。

(6) 使 用 料（令和 7 年度）

上記(2)①： 9 0 円（1 営業日当たり）

上記(2)②： 9 6 円（2 0 m²（2 区画相当）・ 1 営業日当たり）

1 9 2 円（4 0 m²（4 区画相当）・ 1 営業日当たり）

（長浜市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に関する規程に基づく）

(7) 販売数の目安

1 営業日当たり 5 0 ～ 6 0 食

※目安であり日によって変動します。また、売り上げを保証するものではありません。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のいずれかに該当すること。

①長浜市の物品登録業者（食品）であること

②長浜旅館飲食協同組合に加盟し、長浜市内で旅館飲食業を営んでいること。

③長浜観光協会の会員であること。

④長浜商工会議所の会員であること。

⑤長浜市商工会の会員であること。

⑥長浜キッチンカー倶楽部の会員であること。

なお、複数で応募する場合は共同申請とし、各自が応募資格要件を具備していること。

(2) 長浜市税等、税金の滞納がないこと。

(3) 弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

(4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。

(5) 長浜市暴力団排除条例（長浜市条例第 43 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

4 申請方法等

(1) 申請に必要なとなる書類

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ①市立長浜病院弁当等販売申請書 | 1 部 |
| ②店舗の営業許可書の写し | 1 部 |
| ③食中毒等に対応する保険に加入していることを証する書類の写し | 1 部 |
| ④市税について滞納のないことを証する書類 | 1 部 |
| ⑤上記 3 (1) のいずれかに該当することを証する書類の写し | 1 部 |
| ⑥自動車検査証の写し（有効期限内のもの） | 1 部 |
| ※キッチンカーでの販売を行う場合に限る。 | |
| ⑦販売メニュー申請書 | 1 部 |
| ⑧行政財産使用許可申請書 | 1 部 |
| ⑨病院構内営業許可申請書 | 1 部 |
| ⑩誓約書 | 1 部 |
| ⑪共同申請者名簿 | 1 部 |

※共同申請を行う場合に限る。

複数の事業者による共同申請の場合は、事業者ごとに①～⑦、⑩の書類の添付が必要です。⑧、⑨、⑪のみ代表者により提出してください。

(2) 申請書の提出期限： 令和 7 年 8 月 2 5 日（月）午後 5 時まで

(3) 申請書の提出先

526-8580

長浜市大戌亥町 313 番地 市立長浜病院本館 2 階 総務課執務室

(4) 申請方法

上記 (1) の必要書類をそろえ、(2) の期限までに (3) までご持参ください。

※郵送やファックス、メールなど、持参以外の方法による受付は行いません。

(5) 販売希望日

①希望する販売曜日を申請書の中から 1 つ選択してください。

すべての週で販売可能であればその曜日の週すべてを選択、週によって販売できない日がある場合は、その週を除いて選択してください。

※今回は、木曜日の販売のみ募集します。

販売希望日が重複した場合は、抽選により販売事業者を決定します。

（5 販売事業者の決定等(1)を参照）

5 販売事業者の決定等

(1) 販売事業者の決定

販売事業者は1日につき1者としします。

提出された応募書類の確認を行い、応募資格条件を満たしている場合は選考の対象とし、必要な手続を経て販売事業者として決定します。なお、対象者の販売希望日が重複する場合は、抽選により販売事業者を決定します。

(抽選方法は「(別紙) 販売事業者の決定方法について」を参照)

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

- ①応募資格のない者によるもの
- ②申請書の提出期限を越えて提出されたもの
- ③記載内容に不備があるもの

また、上記2(3)及び下記6のとおり、決定後であっても取り消す場合があることにご留意ください。

(2) 共同申請について

共同販売する場合は1日に複数の事業者の販売も可としますが、共同申請により許可を受けている事業者（共同申請名簿に掲載がある事業者）に限りします。また、使用料は販売事業者数に応じて必要です。

なお、共同申請名簿記載の事業者に限り、販売日によって販売を交代することは可能です。

(3) 決定の通知

販売予定事業者の決定は、令和7年9月10日（水）頃を予定しています。

6 販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は販売事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、市立長浜病院はその責めを負わないものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じないなど当院の指示に従わなかった場合
- (2) 募集要項、仕様書の各条件、許可の条件等に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) その他本事業の事業者として不適当と認められる場合

7 その他

その他の条件、留意事項は以下のとおりです。

- (1) 販売できるのは上記4(1)⑦で申請したメニュー（食品）のみとします。また、酒類の販売はいかなる場合も認めません。
- (2) 許可を受けた時間以外の販売は認められません。
- (3) 販売対象は当院関係者に限るものではありませんが、当院関係者が十分に購入の機会を得られるよう工夫してください。なお、当院関係者以外の購入者が当院関係者を上回るなど、本事業の趣旨が達成できない状況となった場合は、販売方法の改善を求め、あるいは使用許可を取り消すことがあります。
- (4) できるだけ弁当類が行き渡るよう（購入者が特定の一部に偏らないよう）工夫

してください。

- (5) 販売、調理その他営業活動に関し、当院で供給できる電気、ガス、水道、調理器具等はありませんので、販売事業者で調達してください。
- (6) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせのうえ、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
- (7) 販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応してください。
- (8) 販売上及び販売する弁当類等に関するトラブルについて当院は一切の責任を負いません。
- (9) 当院は、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。
- (10) 宣伝等を行う場合は、敷地内の当院が認めた場所において、当院関係者に向けた必要最小限のものとしてください。(放送やチラシ配布、敷地外に向けた宣伝等は認められません。)
- (11) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症対策の観点から、以下の内容を遵守してください。
 - ① 販売員の体調管理、マスク着用、消毒、手洗い、うがいを徹底する。
 - ② 事業所内で新型コロナウイルス感染者が出た場合は、速やかに報告する。
 - ③ 共有物の適正な管理、消毒を実施する。
 - ④ 販売スペースでの飲食は、禁止する。
 - ⑤ 食品は、個包装した物のみを販売する。
- (12) 販売事業者の都合により販売内容を変更し、休止又は終了する場合は、1 か月前までに担当課に連絡してください。

なお、湖北地域における今後の病院再編の進捗によっては、販売期間内であっても本件弁当等販売事業を終了することがあります。その他、当院の都合により本件事業を終了する場合は、1 か月前までに販売事業者に連絡します。(当院都合による事業の終了に関し販売事業者が受けることとなった損害等については、当院は補償しません。)
- (13) この募集要項に定める事項のほか、「市立長浜病院内における弁当等販売に係る仕様書」に定める事項を遵守してください。
- (14) 現地説明会：希望される場合は、事前に担当者と日時を調整のうえ実施します。

【問い合わせ先】 市立長浜病院事務局総務課 田口・西野

〒526-8580 長浜市大戌亥町3 1 3 番地

TEL 0749 (68) 2300 (代表)

FAX 0749 (65) 1259 (直通)

(別紙) 販売事業者の決定方法について

販売事業者の決定は、募集を行う曜日（今回は木曜日のみ）の第1週から次週に向け順に行います。
この過程において、申請者による販売希望日が重複する場合は、次の要領で抽選を行います。

【前提条件】

できるだけ広く販売機会の確保を図るため、抽選は次のルールを前提として行います。

『抽選により販売事業者に決定した者は、直近の別の販売希望日の抽選には参加できない。

ただし、抽選によらず決定（競合なし）した場合は参加可能とする。』

- 例) 1週目：抽選 A、B、Cが競合・・・抽選でAに決定
2週目：競合なし Bのみ希望・・・Bに決定
3週目：抽選 A、B、Cが競合・・・Aは1週目抽選で決定のため参加できない。
Bは2週目抽選の決定ではないため参加可・・・B、Cで抽選しCに決定
4週目：抽選 A、B、Cが競合・・・Aは3週目不参加のため参加可能、Cは3週目
抽選で決定のため参加不可・・・A、Bで抽選

【抽選方法】

- ①抽選には、申請時に「市立長浜病院弁当等販売申請書」の右肩に記入いただく3桁の数字を使用します。数字は0～9までを使用し、同じ数字を2回以上用いることができます。

例) 001、012、101、220、123など

- ②記入した番号が重複する場合を想定し、申請書には2種類の番号を記入してください。ただし、同じ番号は不可とします。重複がなければ1つめの数字を、重複した場合は2つめの数字を使用します。（申請者が3人以上の場合でも、1つでも重複があれば全員2つめの数字を使用します。）
なお、数字の記入がない場合は、1つめは「000」、2つめは「999」と見なします。

例) 2つとも記入がない場合・・・1つめは「000」、2つめは「999」
1つめに記入がない場合・・・1つめは「000」、2つめは記入の数字
2つめに記入がない場合・・・1つめは記入の数字、2つめは「999」

- ③当院のオリジナル数字（3桁）を2種類準備します。

1つめは「313」、2つめは「858」とします。

オリジナル数字は、抽選ごとに交互に使用します。（1回目の抽選は「313」、2回目の抽選は「858」、3回目は「313」・・・）

- ④申請者の番号と当院のオリジナル数字を足し、申請者＋当院の数で除します。

例1) 1回目 申請者A 789 申請者B 111 当院313 の場合
 $(789 + 111 + 313) \div 3 = 404.333$

例2) 2回目 申請者C 1つめ記入なし 申請者D 345 申請者E 052
 $(000 + 345 + 52 + 858) \div 4 = 313.75$

(裏面へ続きます)

⑤小数点第1位の数字により、次のとおり申請者の数字を選択します。

小数点第1位が0～4の場合・・・結果の低い方 5～9の場合・・・結果の高い方

⑥結果の求め方

それぞれの数字を、最後1桁になるまで1桁どうしを足していきます。

例1) 申請者Aの場合 $7\ 8\ 9 \rightarrow 7 + 8 + 9 = 24 \rightarrow 2 + 4 = 6$

申請者Bの場合 $1\ 1\ 1 \rightarrow 1 + 1 + 1 = 3$

例2) 申請者Cの場合 $0\ 0\ 0 \rightarrow 0 + 0 + 0 = 0$

申請者Dの場合 $3\ 4\ 5 \rightarrow 3 + 4 + 5 = 12 \rightarrow 1 + 2 = 3$

申請者Eの場合 $0\ 5\ 2 \rightarrow 0 + 5 + 2 = 7$

⑦ ⑤、⑥より、

例1) は、申請者Bの方が結果が低いため、Bを販売事業者として決定します。

例2) は、申請者Eが一番結果が高いため、Eを販売事業者として決定します。